

審査の結果の要旨

氏名 金 昭英

1953年の学校図書館法の成立により、学校図書館はすべての学校に導入されることになったが、現在に至るまで教育課程との関係、およびそれを担う教職員の配置についての制度的議論は収束していない。教育課程との関係については、読書教育および各教科や総合的な学習の時間における探究的学習で使用されることがあるにしても、未開拓の部分が多い。教職員配置については、司書教諭が12学級以上の学校に必置とされてきたが、近年の法改正により学校司書を配置することが規定されたために、これらの教職員の相互関係に関して改めて議論が必要になっている。

本論文において、著者は自由研究という教育課程に注目した。これは、1947年の「学習指導要領一般編（試案）」で小学校教科として5年間実施されたが、その後は「教科以外の活動」とされ、部活動や夏休みの宿題など曖昧なかたちで残された。しかしながら、1990年代から学習者の探究的な学習を推進する考え方が強まり、再度評価される方向が見えてきた。著者は、これが学習指導要領上どのように位置付けられてきたかを制度的に検討した上で、ここ20年ほど、「読書教育」という名の下で、自由研究への支援体制を教育課程に導入してきた千葉県袖ヶ浦市の公立学校における活動を題材にして、学校図書館の役割を検討した。

袖ヶ浦市の各校は、教育課程の面で、学習者が自ら設定した研究課題に基づいて夏休みに研究した成果を作品としてまとめ、夏休み終了後に各校で発表会を行い、さらに市全体で「図書館を使った調べる学習コンクール」を実施することで、自由研究を積極的に展開している。そのために各校の学校図書館は、図書管理システムの導入や図書館や博物館との連携により運営面での整備を進め、全校に司書教諭を発令し、読書指導員という名の学校司書を配置することで人的な整備を行ってきた。

著者はこうした状況を整理した上で、特定の小学校で聴き取りや観察を行い、さらに、全校の司書教諭と読書指導員への質問紙調査を行った。結果として、司書教諭の一部が学校図書館を支援する時間を確保することで貢献してきたことや、読書指導員が教員とのティームティーチングを行うことで学校図書館を用いた授業を行っていることなどを含めて、学校図書館が自由研究の実施にさまざまな支援を行ってきたことを記述し、この自治体の「読書教育」が学校図書館を活性化するための有効な事例であったことを明らかにしている。

用語使用の不安定さや、本事例の学校教育制度上の位置づけの不徹底さも指摘されたが、学校図書館が教育課程において果たす役割を制度的・歴史的に確認した上で、実際の公立小学校のなかで自由研究の支援というかたちで生かされていることを具体的に明らかにした点で、本論文は博士（教育学）の学位を授与するにふさわしい水準にあるものと判断された。